

福津市^{さと}郷づくり推進条例
解説書（素案）



福津市
(令和●年●月)



目次

1 はじめに	1
2 「郷づくり」のあゆみ	2
3 条例制定までの取組	3
4 条例の構成	4
5 郷づくり関係例規	5
6 福津市郷づくり推進条例（案）	6
前文	6
第1条 目的	8
第2条 定義	9
第3条 基本理念	13
第4条 市民の役割	14
第5条 郷づくり推進協議会の役割	15
第6条 市の役割	17
第7条 市の支援	18
第8条 情報の発信等	20
第9条 人財育成等	21
第10条 郷づくり基本構想及び郷づくり計画	22
第11条 郷づくり推進協議会の名称等	23
第12条 郷づくり推進事業	24
第13条 情報公開	27
第14条 個人情報保護	27
第15条 意見の聴取	27
第16条 条例の見直し	28
第17条 委任	28
7 福津市郷づくり推進条例（案） 全文	29

1 はじめに

①郷づくりとは

郷づくりとは、市民が主体となり行う地域自治活動

★地域の魅力を作る、楽しい活動★



郷づくりの将来像

『人と地域の絆をつくる 郷づくり』

②「福津市郷づくり推進条例」とは？

市民が主体となって、**持続的な郷づくりを推進**するための条例（ルール）

市民や郷づくり推進協議会（以下「協議会」という。）、自治会、福津市（以下「市」という。）のそれぞれの「位置付けや役割」を明確にし、郷づくりの推進に関する基本ルールを定めたものです。

③条例を制定した目的は？

- ・郷づくりが目指す**方向性**をより明確に示すことができる
- ・郷づくり推進の**根拠が明確**になり、**実効性**を持たせることができる
- ・市民が主体の郷づくりに対して、市の**伴走支援を強化**することができる など

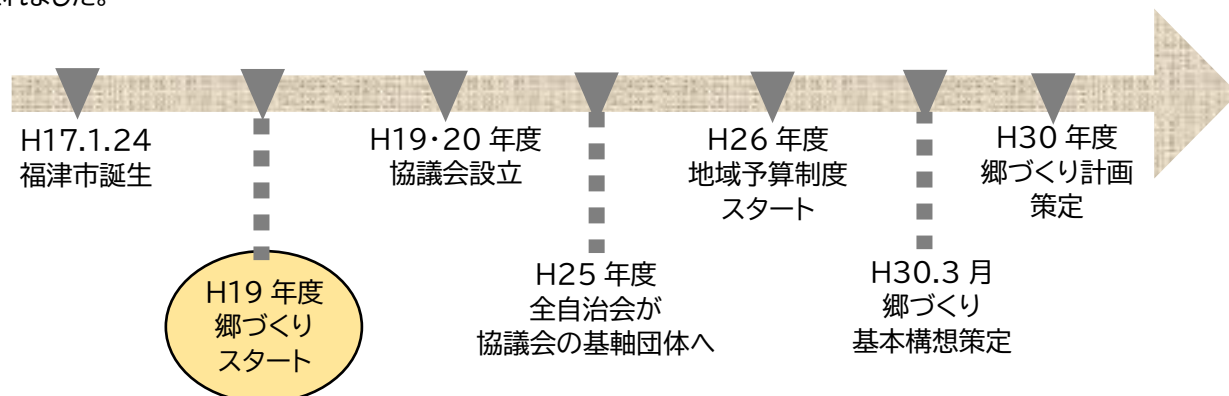
福津市には、福津市みんなですすめるまちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）があり、まちづくり全体を通して必要な「まちづくりの基本となる考え方（理念）」が記載されていますが、郷づくり推進の視点から見ると理念条例という性格上、実効性が期待しにくい部分がありました。そのため、**郷づくりに特化した条例を制定し、市民と市が共働して郷づくりを推進するために福津市郷づくり推進条例**（以下「条例」という。）を制定しました。

④条例の制定で何が変わる？

条例と聞くと、何か義務を課されることへの心配や条例ってそもそも必要かと感じる方も多いかもしれません。条例は、憲法によって保障されており、とても重要なものです。そのため、この条例を制定することで郷づくりの根拠となり、**「郷づくり」を後押しすることができます**。条例の制定によって、目に見えて何かがすぐに変わることはありません。条例の理念を私たちが理解し、実行していくことで、少しずつ、私たちの目指す郷づくりの将来像「人と地域の絆をつくる 郷づくり」に近付けることができます。

2 「郷づくり」のあゆみ

平成 17 年に福津市が誕生し、平成 19 年度に郷づくりは始まりました。その後、おおむね小学校区域を単位とした協議会が設立され、郷づくり基本構想や郷づくり計画など地域コミュニティの指針や方向性を示したものが策定されました。

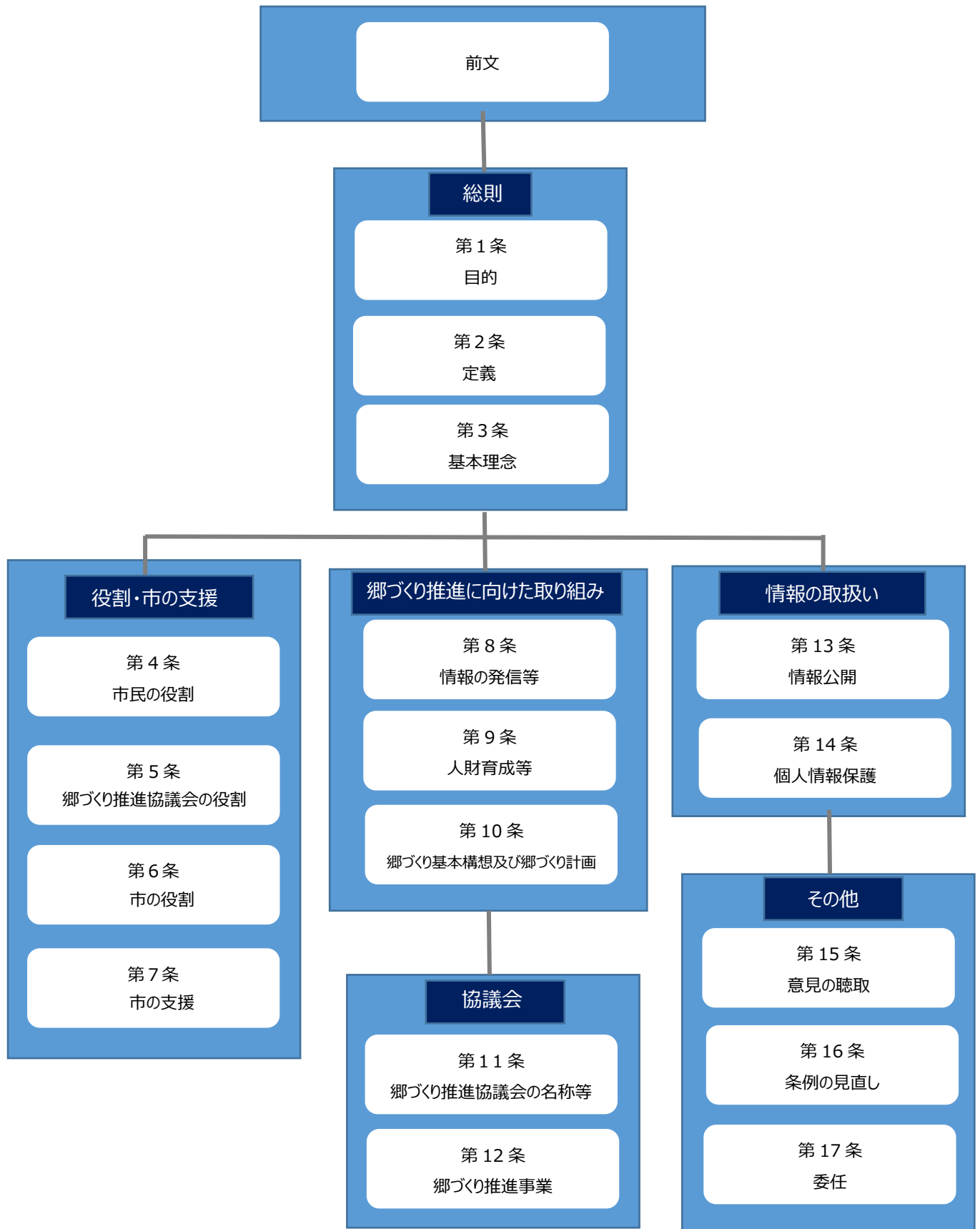


3 条例制定に向けての取り組み

年月	取組	説明
令和2年11月	代表者会議（各協議会の代表者が集まる会議。以下同じ。）	「基本条例」の見直しの必要性を検討
令和4年6月	福津市共働推進会議に諮問	「基本条例」の見直しの必要性、関連条例制定の必要性を諮問
令和4年10月 ～ 令和5年3月	福津市共働推進会議の委員が8地域を視察	各協議会の現状を把握するために、8つの協議会を視察
令和6年3月	福津市共働推進会議からの答申	郷づくり推進に実行性を持たせるためには、 <u>郷づくり推進に特化した条例を制定すべきと答申</u> が出る
令和6年8月	庁議	郷づくりのさらなる推進を後押しするため、郷づくりの旗印となる「郷づくり推進条例（仮称）」を制定することが決定
令和7年1月 ～ 令和7年2月	協議会に郷づくり推進条例（仮称）の概要説明、ヒアリングを実施した。	郷づくり推進条例（仮称）素案作成に向けて、各地域に条例の概要を説明し、ヒアリングを実施
令和7年10月	郷づくり推進条例（仮称）制定に向けたワークショップを実施（1回目）	各協議会の会長をはじめ、役員とワークショップを通して、条例に盛り込む内容について意見交換を実施 ▲ワークショップの様子
令和8年7月	郷づくり推進条例（仮称）制定に向けたワークショップを実施（2回目）（予定）	

4 条例の構成

この条例は、「前文」と「6つのグループ」で構成されます。

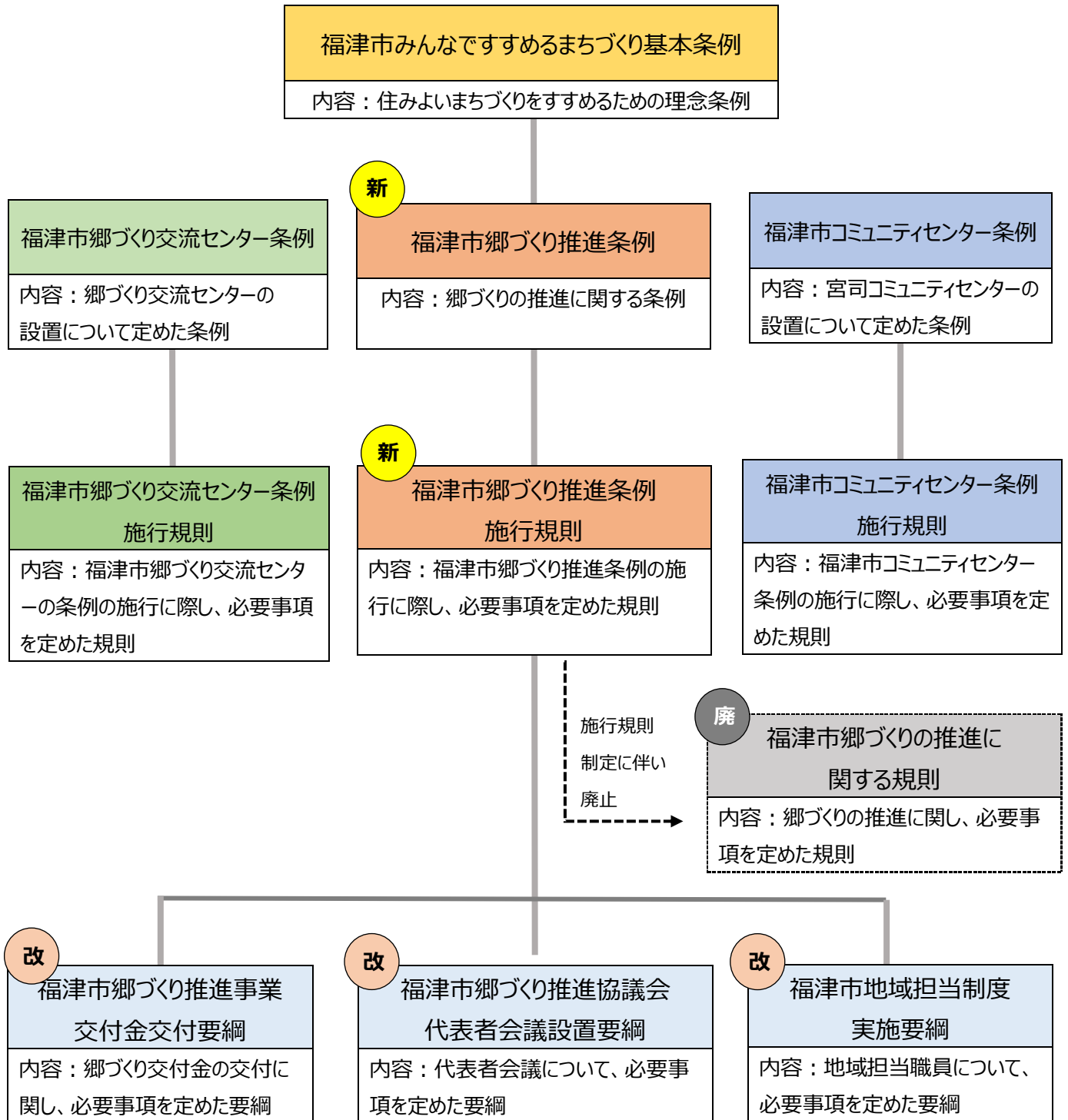


5 郷づくり関係例規

新→新規制定

改→一部又は全部改正

廃→廃止



6 福津市郷づくり推進条例（案）

前文

私たちのまち福津市は、自然環境に恵まれ、歴史や文化を有するまちです。地元で生まれ育った人も、新たに引っ越してきた人も互いにつながり、助け合いながら暮らしています。

その中で、郷づくりは地域自治の基盤であり、地域内の市民同士をはじめ、さまざまな人とのつながりを生み、地域を魅力的にする役割があります。また、郷づくりは、一人一人の挑戦や想いを後押しし、市民が主体となり行う楽しい活動です。

一方で、社会情勢の変化とともに、地域資源や直面している課題、そして今後の可能性は同じ市内であっても異なるため、地域の実情に合わせた取り組みを行うことが求められています。

そこで、魅力ある地域をつくるとともに地域課題を解決するために、郷づくりを推進することが大切であると考えます。そのため、市民と市が対等な立場で共働し、郷づくりに取り組みます。

多くの市民が地域に親しみを持ち、幸せを感じながら、安全・安心に住み続けることができるまちを実現するため、持続的な郷づくりを推進し、ここに、条例を制定します。

【解説】

条例の趣旨を明らかにするために前文を設けています。なお、市民から条例の文体を分かりやすく表現してほしいとの要望が多くあり、前文は、なるべく分かりやすい言葉を用い、郷づくりへの想いを市民が理解しやすいように表現するとともに、検討過程でいただいた各協議会からの想いや考えを、可能な限り盛り込みました。

第1段落「私たち」とは、福津市に関わる全ての人や団体（企業を含む。）などを指しています。地元で生まれ育った人も多く福津市にいますが、新たに引っ越してきた人も年々増加傾向にあり、これらの市民がつながり、助け合いながら暮らしている様子を表現しています。

第2段落 郷づくりが地域自治の基盤であると最初に明記し、郷づくりの位置付けを示しました。

郷づくりは、ご近所同士のつながりだけではなく、学校や企業など、さまざまな人とのつながりをつくるきっかけの場であり、地域を魅力的にするという郷づくりの素晴らしさを表現しました。また、郷づくりは、「地域のために何かをやってみたい」という一人一人の挑戦や想いを後押しする寛容さや温かさがあり、市民が主体的に行う活動です。

第3段落 社会情勢の変化とともに、同じ市内であっても、資源や直面している課題、今後の可能性が異なっています。福津市には、8つの郷づくり地域があり、それぞれの地域ごとに個性があり、地域の実情に合わせた取り組みが求められています。

第4段落 市民と市が共に協力する「共働」が重要であり、市民と市が対等な立場で郷づくりに取り組むことを明らかにしました。

第5段落 最後に各協議会からの意見を元に、郷づくりが目指す方向性を示しました。住み始めたきっかけは「便利だから」や「仕事の都合」という方も多いかもしれません。そのような中で、一人でも多くの人が地域に親しみを持つことで、幸せを感じることができるまちを実現したいと考えています。そのために、郷づくりを推進することを表現しています。



(目的)

第1条 この条例は、市民、郷づくり推進協議会及び福津市（以下「市」という。）との位置付け及び役割等の基本的な事項を明らかにすることにより、もって持続的な郷づくりの推進を図ることを目的とする。

【解説】

本条は、条例の制定目的を明らかにしたものであって、条例の解釈・指針となるものです。

今まで、地域自治組織として「協議会」、「自治会」、「市」の位置付けや役割が不明確な部分があったため、次条以降でそれぞれの位置付けや役割を示しました。

ここでは、前文で述べたことと同様に、「持続的な郷づくりを推進すること」が重要であることを第1条で表現しました。

**郷づくりの主役は、
私たち市民です。**



（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 郷づくり 地域をより良くしていくため、市民が主体となり、個性的で魅力ある地域づくり及び身近な課題解決等、公益性の増進に寄与する地域活動のことをいう。ただし、次に掲げる活動は、除くものとする。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
 - イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対する活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動
- （2） 市民 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例（平成 20 年福津市条例第 27 号。以下「基本条例」という。）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する市民及び事業者等を総称したものをいう。
- （3） 郷づくり推進協議会 自治会を基軸として、各種団体、ボランティア、事業所等で構成する市民主体の自主的な組織で、基本条例第 11 条第 2 項に規定する郷づくり推進協議会をいう。
- （4） 自治会 行政区（市の区域内を地理的に分割した区域をいう。以下同じ。）内に居住する者の地縁に基づいて形成された住民自治組織をいう。なお、自治会は、原則として行政区に 1 団体とし、市が認めたものとする。
- （5） 共働 基本条例第 2 条第 4 号に規定する共働をいう。
- （6） 地域自治 基本条例第 2 条第 5 号に規定する地域自治をいう。

【解説】

本条は、この条例において基本となる「郷づくり」、「市民」、「郷づくり推進協議会」、「自治会」、「共働」、「地域自治」について定義するとともにその位置付けを明らかにしました。

（1） 郷づくり

「郷づくり」とは、地域をより良くしていくための市民主体の活動です。地域住民や地域で活動する団体同士が互いに協力、連携し、個性的で魅力ある地域をつくることや身近な地域の課題を解決することを目的に取り組むことを明らかにしました。また、公益性の増進に寄与する活動を基本原則とし、宗教活動や政治活動などは郷づくりの対象として除外しています。

<「郷」^{さと}という文字への想い>

「郷」^{さと}という文字には、温かさや懐かしさを持った「郷」にしたいという想いを表現しています。
福津市では、この「郷」をイメージしたまちづくりを「郷づくり」と呼び、
人と人が助け合いながら、自分のまちに誇りを持って
暮らしていくことを目指しています。



(2) 市民

基本条例第 2 条第 1 号及び第 2 号「市民」及び「事業者等」を総称したものです。市内に住む人、働く人、活動する人、学ぶ人、市内で事業及び活動をする人であり、郷づくりを行う個人や団体を総称し、この条例では市民と定義しています。

基本条例第 2 条第 1 号及び第 2 号抜粋

(定義)

第 2 条 (略)

(1) 市民 市内に住む人、働く人、活動する人及び学ぶ人をいう。

(2) 事業者等 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業及び活動を行うものをいう。

(3) 郷づくり推進協議会

「郷づくり推進協議会」とは、自治会、各種団体、ボランティア、事業所等で構成する市民主体の自主的な組織です。**「魅力ある地域の実現」**に向けて行動する郷づくり地域を代表する組織です。おおむね小学校区域を単位としています。主な各種団体の例は、次のページに例示しています。

協議会は、地域を魅力的にする

「攻め」のような役割



基本条例第 11 条第 2 項抜粋

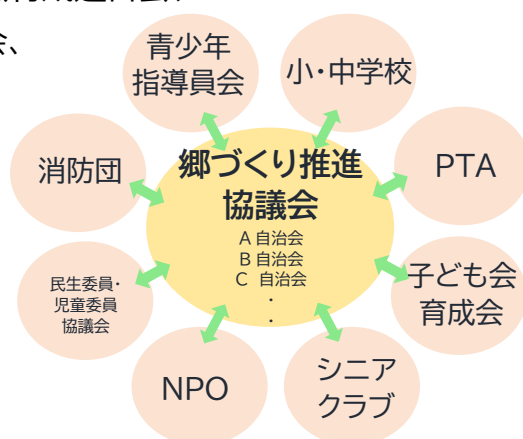
(地域づくり)

第 11 条 (略)

2 市民及び事業者等は、おおむね小学校区域を単位とした組織「郷づくり推進協議会」を設立し、地域自治の実現に努めるものとする。

【主な各種団体の例】

福津市民生委員・児童委員協議会、福津市子ども会育成連合会、
福津市青少年指導委員会、福津市シニアクラブ連合会、
アンビシャス広場づくり実行委員会、小地域福祉会、
小・中学校 PTA など



(4) 自治会

「自治会」とは、行政区内に居住する者の地縁により形成された住民自治組織で、原則、行政区に 1 団体とし、市が認めたものです。

自治会は、協議会の構成団体であり、郷づくりを推進する上で、基軸団体として、お互いに主体性を尊重しながら、郷づくりの推進に努める役割があります。また、近隣住民の相互の親睦を図りながら、回覧文書の配布、分別ステーションの設置管理、防犯灯の維持管理など自分たちの地域を住みやすくするために「**地域を守る**」役割があります。

自治会は、
地域を「守る」役割



(5) 共働

「共働」とは、基本条例第2条第4号に規定する「共通の目的をもった市民、事業者等及び市が、お互いの立場や特性を尊重し、共に行動すること」を言います。基本条例第2条第4号において、定義付けされています。

基本条例第2条第4号抜粋

(定義)

第2条 (略)

(4) 共働 共通の目的をもった市民、事業者等及び市が、お互いの立場や特性を尊重し、共に行動することをいう。

(6) 地域自治

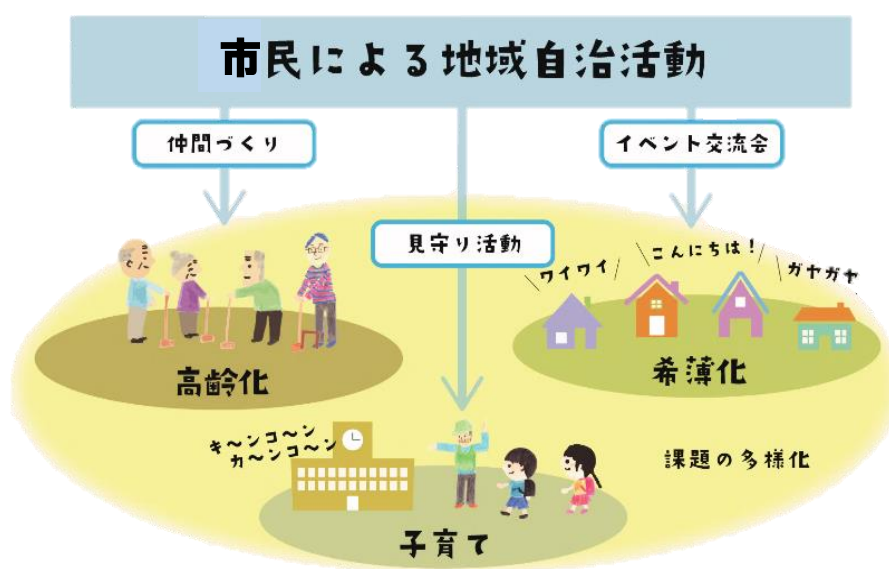
「地域自治」とは、市全域、小学校区域又は行政区など、あらゆる人がそれぞれの課題解決に向け、共に考え行動し、「自ら地域のことは、自らの手で治めていくこと」を言います。地域課題は、自治会で取り組むもの、協議会で取り組むもの、市と一緒に取り組むものがあります。

基本条例第2条第5号抜粋

(定義)

第2条 (略)

(5) 地域自治 市全域、小学校区域又は行政区など、あらゆる人がそれぞれの課題解決に向けて共に考え行動し、自らの地域のことは、自らの手で治めていくことをいう。



（基本理念）

第 3 条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）とし、郷づくりを推進するものとする。

- （1） 地域の魅力を高めるため、市民が主体的に市と共働して推進すること。
- （2） 地域の資源及び特性を生かし、地域自治の観点から持続的な活動が行われること。
- （3） 自らの役割を認識し、信頼関係を築き、お互いを十分尊重しながら活動すること。

【解説】

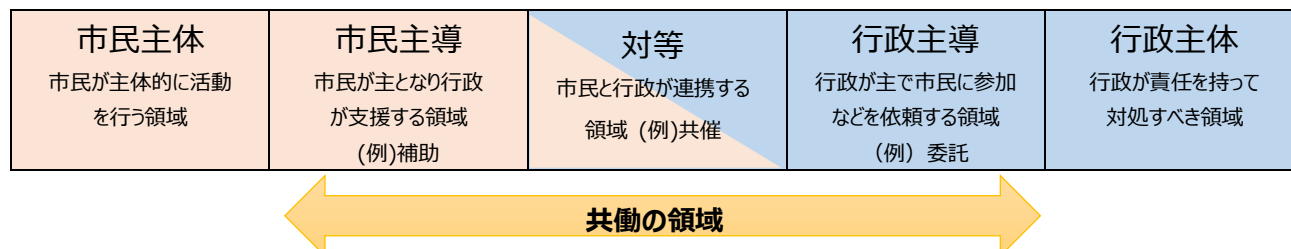
市民及び市が郷づくりを推進する上での基本理念を定めました。

- （1） 協議会や自治会（以下「協議会等」という。）に対するこれまでの市側の姿勢は、「協議会等の裁量で自由に」と業務を一任し、市の関与が不十分と捉えられていたこともあり、市が伴走して支援することを責務とし、規定しています。



＜共働の考え方＞

郷づくりを行う上で、市民や行政それぞれが主体的に行うことがふさわしいもの、共働して行うべきものがあります。



- （2） 子どもが多い地域、高齢化の進む地域、魅力ある景観・歴史資源を有する地域など、地域の資源及び特性は地域ごとに異なります。そのため、地域の特性を理解し、活動することで将来にわたり郷づくりを行うことができると考えています。
- （3） 市民、協議会、市が、それぞれの役割をまず理解することが大切です。そして、お互いを十分に認め合うことで、相互理解と信頼の基盤が作られていきます。

（市民の役割）

- 第 4 条 市民は、基本理念に基づき、自発的及び積極的に郷づくりに参加及び参画するよう努めるものとする。
- 2 市民は、自らが住む地域に関心を持ち、一人一人が地域のことを考え、行動するよう努めるものとする。

【解説】

この条例は、第 4 条から第 8 条までで、郷づくりの各主体の役割や市の支援について定めています。

- 1 市民は、強制されるのではなく自分の意思で、前向きに進んで関わることを指し、前条に定めた基本理念に対する市民の意識の方向性を表現しています。
- 2 市民の役割の一つとして「住む地域に関心」を持つことが挙げられ、郷づくりを推進する第一歩です。地域に関心を持つことで愛着度が高まり、一人一人が自分のできることを見つけ、取り組むことが市民に求められます。



（郷づくり推進協議会の役割）

第 5 条 郷づくり推進協議会は、地域における市民相互の交流と支え合いを通して、郷づくりに取り組むものとする。

2 郷づくり推進協議会は、地域内の市民、自治会、学校等の意見及び要望を幅広く収集し、適切に事業に反映させながら、郷づくりに参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

3 郷づくり推進協議会は、地域の活性化及び課題解決に向け、郷づくりに取り組むものとする。

4 郷づくり推進協議会は、市民のふれあい、地域の特性を生かした郷づくりの拠点として、地域内の福津市郷づくり交流センター条例（平成 20 年福津市条例第 13 号）第 2 条に規定する郷づくり交流センター又は福津市コミュニティセンター条例（平成 17 年福津市条例第 95 号）第 2 条に規定する宮司コミュニティセンターを積極的に活用するものとする。

【解説】

1 協議会は、郷づくりを行う上での中心的な組織です。協議会が、これらの地域内の市民同士の交流や支え合いを通し、郷づくりに取り組むことが重要であると最初に表現しました。

2 協議会は、地域内の市民、自治会、学校等の意見や要望を幅広く収集し、適切に事業に反映し、誰もが郷づくりに参加しやすい環境づくりに努めるものとしています。

3 協議会が、地域の活性化及び課題解決に向けた取り組みを行うことを明記しています。

4 協議会は、それぞれ活動を行う拠点があります。この拠点は、郷づくりの事務所であるとともに、市民のふれあいの場にもなっています。そのため、誰もが拠点に立ち寄りたくなるような取り組みが求められます。

8つの

郷 づくり 推進協議会 拠点紹介

各交流センター(宮司以外)

■開館時間 9:00~17:00

■休館日 ・土曜日・日曜日・祝日
・8月13日~8月15日、12月29日~翌年1月3日

宮司コミュニティセンター

■開館時間 9:00~22:00

■休館日 ・火曜日(火曜日が祝日・振替休日の場合は、その翌日)
・12月29日~翌年1月3日

勝浦



ホームページ



勝浦地域郷づくり推進協議会

拠 勝浦郷づくり交流センター

所 勝浦 2274-1

☎ 0940-52-2217

津屋崎



ホームページ



津屋崎地域郷づくり推進協議会

拠 津屋崎郷づくり交流センター

(津屋崎行政センター内)

所 津屋崎 1-7-2

☎ 0940-52-1553

宮司



ホームページ



宮司地区郷づくり推進協議会

拠 宮司コミュニティセンター

所 宮司浜 2-15-1

☎ 0940-52-0780

福間



ホームページ



福間地域郷づくり推進協議会

拠 福間郷づくり交流センター

(愛称:ふくまりん)

所 西福間 2-7-33

☎ 0940-72-1085

神興



ホームページ



神興地域郷づくり推進協議会

拠 神興郷づくり交流センター

(神興小学校内)

所 東福間 6-4-1

☎ 0940-43-0621

上西郷



ホームページ



上西郷地域郷づくり推進協議会

拠 上西郷郷づくり交流センター

所 内殿 591-15

☎ 0940-72-5093

神興東



ホームページ



神興東地域郷づくり推進協議会

拠 神興東郷づくり交流センター

(愛称:ふれあいじんとう)

所 久末 236-1

☎ 0940-43-1421

福間南



ホームページ



福間南地域郷づくり推進協議会

拠 福間南郷づくり交流センター

所 日蒔野 4-19-1

☎ 0940-72-5138

（市の役割）

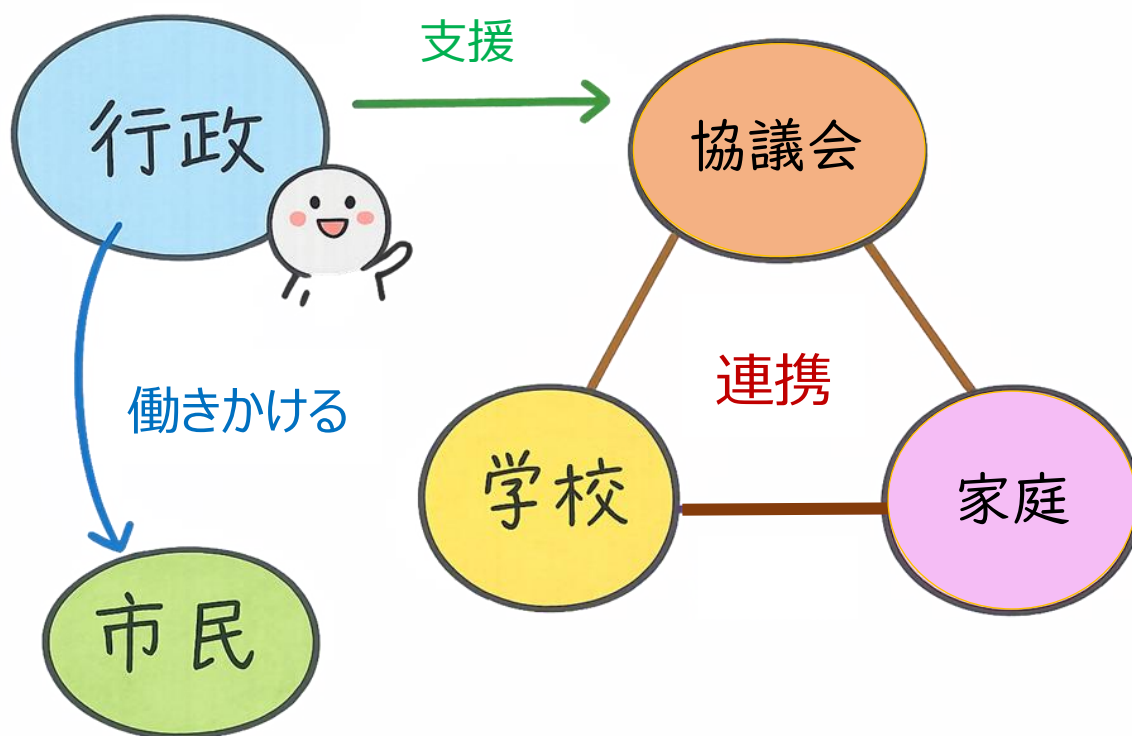
第 6 条 市は、郷づくり推進協議会を尊重し、郷づくり推進協議会への地域の実情に合わせた支援を積極的に行うものとする。

2 市は、郷づくり推進協議会と学校、家庭がお互い連携し合えるように、支援を行うものとする。

3 市は、郷づくりが一層充実し拡充するよう、市民に働きかけるとともに、郷づくり推進協議会の機能強化に向けて支援を行うものとする。

【解説】

- 1 市は、協議会という組織を尊重し、協議会への支援を積極的に行うものです。郷づくりに対する市の姿勢を示しました。
- 2 市は、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の取り組みが進むよう、学校運営協議会の開催及びコミュニティ・スクールの推進により学校・家庭・地域が連携できるように努めます。これらの仕組みを推進することで地域や学校、家庭との連携が強まります。
- 3 市は、市民に積極的に働きかけを行い、郷づくりに参画する機会をつくることを示しました。また、協議会が郷づくりを推進する上で機能強化に向けた支援を行うことを明文化しました。



(市の支援)

第 7 条 市は、郷づくり推進協議会を尊重し、その活動について適切な助言及びその他必要な支援を行うものとする。

2 市は、郷づくり推進協議会の運営を支援するために、地域を担当する職員を配置する。

3 市は、郷づくり推進協議会相互の連携を図るため、郷づくり推進協議会の代表者で構成する郷づくり推進協議会代表者会議を設置する。なお、会議の運営、構成等必要事項については、市長が別で定める。

4 市は、郷づくり推進協議会の活動支援として、郷づくり推進事業交付金を交付し、財政的な援助を行うものとする。

5 交付金の交付申請及び交付に係る手続きは、市長が別で定める。

6 市は、郷づくり推進協議会が活動しやすい拠点環境の整備に努めるものとする。

【解説】

第 6 条までは、それぞれの主体の役割について、明記をしてきましたが、この第 7 条では「市の支援」について明記しています。

1 市は、郷づくり推進協議会という組織を尊重し、その上で、活動についての適切な助言及び支援を行います。この条文では、「その他」支援という言葉を用い、支援の内容を限定しないことにより、柔軟な支援を市が行うことができることとしました。

2 市の部長級、課長級の職員を地域担当職員として配置しており、郷づくりへの助言や情報提供の支援を行っています。従来要綱で位置付けを定めていましたが、条例で明文化しています。

3 協議会の代表者で構成する郷づくり推進協議会代表者会議については、従来要綱で定めがありました。今回条例で代表者会議の位置付けを規定することにより、市に対して協議会がしっかり提案できる根拠として明記しました。



▲郷づくり推進協議会代表者会議の様子

- 4 市は、現在も「郷づくり推進事業交付金」を各協議会に交付しています。今まで交付金の交付については、要綱で定めていましたが、条例に明文化することにより、郷づくりに対し、市が財政面で援助することが明文化されました。また、協議会が活動しやすい仕組みづくりについては、この条例ではなく「実行プラン」という郷づくりの具体的な支援策をまとめたプランに基づき、市が行っていきます。

＜実行プランについて＞

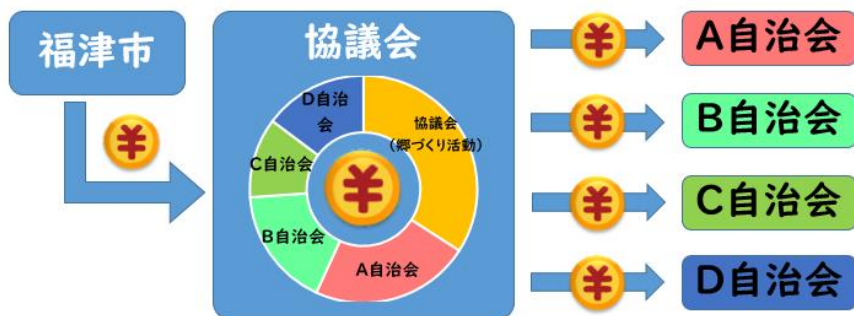
市は、令和 6 年 3 月 22 日福津市共働推進会議よりいただいた答申の方策案を着実に進めていくため、「実行プラン」を策定し“市の支援策”として位置付けました。このプランは、地域の皆さんのがのびのびと自主的に活動できるように、市が行うべき具体的な方策や取り組み内容を示しており、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年計画です（令和 9 年度更新）。



- 5 交付金の具体的な金額や手続きについては、この条例ではなく、規則などで定めます。

＜地域予算制度について＞

市は、郷づくりを推進するため、協議会に「郷づくり推進事業交付金」を交付しています。この交付金は、協議会と自治会への交付金を一本化し、市から協議会へ、また協議会から自治会へ交付されます。自治会への交付額は、郷づくり地域の実情に合わせて、協議会と自治会の話し合いのもとに決める仕組みとして「地域予算制度」を採用しています。



- 6 市は、協議会の拠点である郷づくり交流センター及び宮司コミュニティセンターが使用しやすく、管理しやすくなるよう、環境整備に努めることを明記しました。

(情報の発信等)

第 8 条 市民、郷づくり推進協議会及び市は、郷づくりに関する情報に関心を持ち、お互いに広く発信し、収集し、情報の共有に努めるものとする。

【解説】

市民、協議会及び市が郷づくりに関する情報を発信・収集・共有することに努めています。情報を共有することは、市民参加や共働の前提であり、市民一人一人が郷づくりへの関心を持つためのきっかけづくりになります。

また、協議会においては自治会をはじめ各種団体とも連携しながら、情報の発信・収集・共有することも魅力ある地域のことを市民に理解してもらうために重要なことです。

<情報発信のツール紹介>

協議会では、郷づくり会報やホームページを用いて、各郷づくり地域の活動やイベント情報などを紹介しています。

郷づくり会報



郷づくりホームページ



市では、Instagram を用いて、郷づくりの情報発信に取り組んでいます。

Instagram



(人財育成等)

第 9 条 郷づくり推進協議会及び市は、郷づくりを推進するために、共に学び合い、担い手となる人財を発掘し、その育成に努めるものとする。

2 市は、郷づくり推進協議会、自治会、市民等の主体が交流し、つながる機会を創出することに努める。

3 市は、郷づくりを推進するため、市職員の共働のまちづくりに関する意識向上に努めるものとする。

【解説】

福津市では、「人材」ではなく、「人財」という言葉を用いています。人材は「組織にとって役に立つ人」という意味合いが強い言葉ですが、人財は「組織の財産になる人」という意味合いがあり、人を大切にするという印象があるため、この漢字を用いています。



- 1 協議会と市は、担い手の発掘及び育成に努めます。このことは、実行プランにも掲げています。
- 2 多様な主体とつながる方法として、中間支援機能である「キッカケラボ」などの支援が挙げられます。キッカケラボを活用することで、地域活動に関心がある人と協議会との双方の要望に応じたマッチングを行います。



<キッカケラボとは？>

2022 年 7 月、福津市に関わる人がつながり合い、新たな可能性を創り出すために誕生しました。

キッカケラボとは、市中央公民館の中にあり、福津市内で市民活動に取り組む方のサポートをはじめ、誰かとつながりたいという人のきっかけ作りをしています。今まで、協議会からの相談を受け、キッカケラボ登録団体が小学生の文化祭出店サポートや防災フェスタ企画・運営などを行った事例があります。

- 3 市職員の意識向上について、条例に入れてほしいという意見が多く寄せられました。市職員の意識向上のため、地域との関わる姿勢を学ぶ研修修などを行い、市職員の郷づくりに対する意識の底上げを行います。

(郷づくり基本構想及び郷づくり計画)

第 10 条 市は、郷づくりの指針となる郷づくり基本構想を策定するものとする。

2 郷づくり推進協議会は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用した取り組み、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた郷づくり計画を策定するものとする。

【解説】

- 1 協議会・自治会の位置付けや役割の明確化、市の支援策などを体系的にまとめ、平成 30 年 3 月に「郷づくり基本構想」を策定しました。この基本構想について明文化することで、市は必ず郷づくりの指針となる計画を作る責務があることを条例に規定しました。
- 2 郷づくり基本構想で「地域づくり」の取り組みのうち、地域住民が主体となって取り組む活動を「郷づくり」と再定義し、地域住民が主体となって策定する郷づくりの行動計画を「地域づくり計画」から「郷づくり計画」と改めました。各協議会では、地域の現状や課題を整理し、その課題解決のため将来像や今後、取り組むべき活動を掲げ、計画を運用しています。

<郷づくりを推進するための計画>

行政→「郷づくり基本構想」

協議会→「郷づくり計画」



(郷づくり推進協議会の名称等)

第 11 条 郷づくり推進協議会の名称は、別表のとおりとする。

2 郷づくり地域は、市長が別に定める。

3 郷づくり推進協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他郷づくり推進協議会を民主的に運営するために必要な事項が会則に定められていること。

(2) 郷づくり推進協議会の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。

(3) 自治会の代表者が、郷づくり推進協議会の組織運営に参画していること。

4 郷づくり推進協議会は、地域内の自治会及び市民のほか、郷づくり推進協議会が認めたものを構成員とする。

【解説】

1 郷づくり推進協議会の名称については、今まで規則で定めていましたが、別表として条例に決めました。

8つの協議会の名称

勝浦地域郷づくり推進協議会、津屋崎地域郷づくり推進協議会、宮司地区郷づくり推進協議会、福間地域郷づくり推進協議会、神興地域郷づくり推進協議会、上西郷地域郷づくり推進協議会、神興東地域郷づくり推進協議会、福間南地域郷づくり推進協議会

2 郷づくり地域は、おおそ小学校区を単位として、分かれています。小学校区に含まれる行政区については、条例と別の規則などで定めます。

3 協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とし、ここでは運営体制などについても明文化しています。

4 協議会は、各地域内の自治会及び市民を構成員とします。ただし、市民とは、第 2 条第 2 号において「市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。）をいう。」と定義しており、地域内の市民以外にも構成員となることができることから、協議会が認めたものを構成員とできる旨、明記しました。

(郷づくり推進事業)

第 12 条 郷づくり推進協議会は、郷づくりの推進のため次の事業を行う。

(1) 基礎事業(全郷づくり地域共通の事業)

- ア 自治活動の推進に関する事。
- イ 郷づくり推進協議会の運営に関する事。

(2) 自主事業(各郷づくり地域の実情に応じた事業)

- ア 健康及び福祉の増進に関する事。
- イ 自主防犯及び自主防災に関する事。
- ウ 子どもの健全育成に関する事。
- エ 環境及び景観保全に関する事。
- オ 地域文化の継承及び住民交流に関する事。

【解説】

1 基礎事業（全郷づくり地域共通の事業）

郷づくりを構成する団体の一つである自治会の活動を推進に関する事、協議会の運営に関する事を基礎事業として、位置付けました。なお、自治会活動の推進については、防犯灯の管理も含まれます。

2 自主事業(各郷づくり地域の実情に応じた事業)

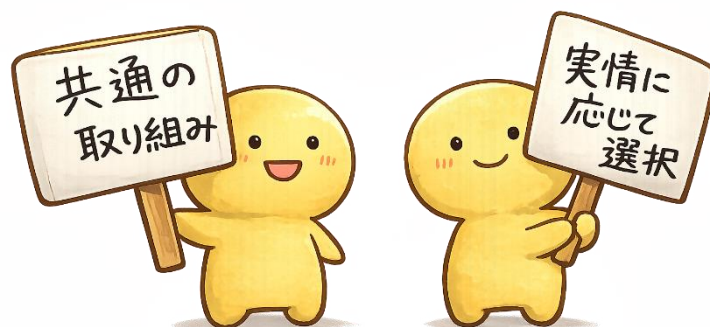
子どもが多い地域、高齢化の進む地域、魅力ある景観・歴史資源を有する地域など、地域によって特徴が大きく異なっていることから、必要な活動を地域が主体的に選択し、自ら取り組む事業を自主事業とし、位置付けました。

基礎事業

- ・自治会活動の推進
- ・協議会の運営

自主事業

- ・健康・福祉 ・子どもの健全育成
- ・防犯・防災 ・環境・景観
- ・文化の継承・住民交流



＜郷づくりの事業紹介＞

協議会の活動分野について、ご紹介します。

防犯・防災



▲防災演習講座



▲登下校の見守り



▲防災グッズの製作や体験

福祉



▲健康測定会



▲みんなで楽しく歌います



▲健康サロン

子育て



▲寺子屋



▲地域のみんなでランチ



▲子どもの居場所づくり

環境



上西郷

▲河川の草刈り



勝浦

▲菜の花の種取り



福間

▲松林清掃

住民交流・活性化



福間

▲松林の中をウォーキング



宮司

▲大にぎわいの夏祭り



福間南

▲ウォーキング大会

文化・行事等の継承



津屋崎

▲山笠



神興

▲竹灯まつり



神興東

▲文化祭

（情報公開）

第 13 条 郷づくり推進協議会は、事業活動に関する書類を事務所に備え付けることとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

【解説】

協議会は、各種事業活動の透明性を明らかにするために、書類を事務所に備え付けることとしたものです。なお、これらの書類は、必要に応じて市民に公開し、郷づくりに対する市民の理解と信頼を確保することに努める必要があることを表現しました。

（個人情報保護）

第 14 条 郷づくり推進協議会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、保有する個人情報（同法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、当該個人情報適切に保護されるよう必要な措置を講じるものとする。

【解説】

協議会が行う事業の中で取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切な措置を講じることが必要です。近年、個人情報の取り扱いについて、市民の関心も高まっており、重要な制度です。協議会においても、法令に基づき、適切な運用を行うことを明文化しました。

（意見の聴取）

第 15 条 市は、毎年、郷づくりに関する施策その他重要な事項について、郷づくり推進協議会及び福津市附属機関設置条例（平成 17 年福津市条例第 16 号）別表に規定する福津市共働推進会議の意見を聴くものとする。

【解説】

郷づくりに関する施策については、協議会や福津市共働推進会議（以下「共働推進会議」という。）の意見を聴くことを原則論として定めています。

共働推進会議は、市の附属機関（行政執行のために、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、諮問又は調査などを行うための機関）です。外部の専門的な見解や私たち市民の視点から郷づくりについて確認し、建設的な意見が出されることにより、取り組みを充実していくことが重要です。

(条例の見直し)

第 16 条 この条例は、施行後 4 年を超えない期間ごとに検証し、その結果を踏まえ、見直すものとする。

【解説】

今後の社会情勢や経済事情の変化は目まぐるしいものが予想され、条例の内容が時代に適合しなくなる場合が考えられますので、4 年を超えない期間ごとに検討します。「4 年を超えない期間」とは、市長や市議会議員の任期に合わせ、1 回は見直しが行われることを担保するため、この期間を設定しています。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

簡素で、分かりやすい条例とするため、基本的なことを条文に盛り込んでいます。その他、条例の施行に関し、必要となる規則などは、別に定めます。

7 郷づくり推進条例全文

福津市郷づくり推進条例 (令和 年 月 日福津市条例第 号)

私たちのまち福津市は、自然環境に恵まれ、歴史や文化を有するまちです。地元で生まれ育った人も、新たに引っ越してきた人も互いにつながり、助け合いながら暮らしています。

その中で、郷づくりは地域自治の基盤であり、地域内の市民同士をはじめ、さまざまな人とのつながりを生み、地域を魅力的にする役割があります。また、郷づくりは、一人一人の挑戦や想いを後押しし、市民が主体となり行う楽しい活動です。

一方で、社会情勢の変化とともに、地域資源や直面している課題、そして今後の可能性は同じ市内であっても異なるため、地域の実情に合わせた取り組みを行うことが求められています。

そこで、魅力ある地域をつくるとともに地域課題を解決するために、郷づくりを推進することが大切であると考えます。そのため、市民と市が対等な立場で共働し、郷づくりに取り組みます。

多くの市民が地域に親しみを持ち、幸せを感じながら、安全・安心に住み続けることができるまちを実現するため、持続的な郷づくりを推進し、ここに、条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、郷づくり推進協議会、自治会及び福津市（以下「市」という。）との位置付け及び役割等の基本的な事項を明らかにすることにより、もって持続的な郷づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 郷づくり 地域をより良くしていくため、市民が主体となり、個性的で魅力ある地域づくり及び身近な課題解決等、公益性の増進に寄与する地域活動のことをいう。ただし、次に掲げる活動は、除くものとする。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
 - イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対する活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動
- (2) 市民 福津市みなですすめるまちづくり基本条例（平成20年福津市条例第27号。以下「基本条例」という。）第2条第1号及び第2号に規定する市民及び事業者等を総称したものをいう。
- (3) 郷づくり推進協議会 自治会を基軸として、各種団体、ボランティア、事業所等で構成する市民主体の自主的な組織で、基本条例第11条第2項に規定する郷づくり推進協議会をいう。

(4) 自治会 行政区（市の区域内を地理的に分割した区域をいう。以下同じ。）内に居住する者の地縁に基づいて形成された住民自治組織をいう。なお、自治会は、原則として行政区に 1 団体とし、市が認めたものとする。

(5) 共働 基本条例第 2 条第 4 号に規定する共働をいう。

(6) 地域自治 基本条例第 2 条第 5 号に規定する地域自治をいう。

（基本理念）

第 3 条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）とし、郷づくりを推進するものとする。

(1) 地域の魅力を高めるため、市民が主体的に市と共働して推進すること。

(2) 地域の資源及び特性を生かし、地域自治の観点から持続的な活動が行われること。

(3) 自らの役割を認識し、信頼関係を築き、お互いを十分尊重しながら活動すること。

（市民の役割）

第 4 条 市民は、基本理念に基づき、自発的及び積極的に郷づくりに参加及び参画するよう努めるものとする。

2 市民は、自らが住む地域に関心を持ち、一人一人が地域のことを考え、行動するよう努めるものとする。

（郷づくり推進協議会の役割）

第 5 条 郷づくり推進協議会は、地域における市民相互の交流と支え合いを通して、郷づくりに取り組むものとする。

2 郷づくり推進協議会は、地域内の市民、自治会、学校等の意見及び要望を幅広く収集し、適切に事業に反映させながら、郷づくりに参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

3 郷づくり推進協議会は、地域の活性化及び課題解決に向け、郷づくりに取り組むものとする。

4 郷づくり推進協議会は、市民のふれあい、地域の特性を生かした郷づくりの拠点として、地域内の福津市郷づくり交流センター条例（平成 20 年福津市条例第 13 号）第 2 条に規定する郷づくり交流センター又は福津市コミュニティセンター条例（平成 17 年福津市条例第 95 号）第 2 条に規定する宮司コミュニティセンターを積極的に活用するものとする。

（市の役割）

第 6 条 市は、郷づくり推進協議会を尊重し、郷づくり推進協議会への地域の実情に合わせた支援を積極的に行うものとする。

2 市は、郷づくり推進協議会と学校、家庭がお互い連携し合えるように、支援を行うものとする。

3 市は、郷づくりが一層充実し拡充するよう、市民に働きかけるとともに、郷づくり推進協議会の機能強化に向けて支援を行うものとする。

（市の支援）

第 7 条 市は、郷づくり推進協議会を尊重し、その活動について適切な助言及びその他必要な支援を行うものとする。

2 市は、郷づくり推進協議会の運営を支援するために、地域を担当する職員を配置する。

- 3 市は、郷づくり推進協議会相互の連携を図るため、郷づくり推進協議会の代表者で構成する郷づくり推進協議会代表者会議を設置する。なお、会議の運営、構成等必要事項については、市長が別で定める。
- 4 市は、郷づくり推進協議会の活動支援として、郷づくり推進事業交付金を交付し、財政的な援助を行うものとする。
- 5 交付金の交付申請及び交付に係る手続きは、市長が別で定める。
- 6 市は、郷づくり推進協議会が活動しやすい拠点環境の整備に努めるものとする。

(情報の発信等)

第 8 条 市民、郷づくり推進協議会及び市は、郷づくりに関する情報に関心を持ち、お互いに広く発信し、収集し、情報の共有に努めるものとする。

(人財育成等)

第 9 条 郷づくり推進協議会及び市は、郷づくりを推進するために、共に学び合い、担い手となる人財を発掘し、その育成に努めるものとする。

2 市は、郷づくり推進協議会、自治会、市民等の主体が交流し、つながる機会を創出することに努める。

3 市は、郷づくりを推進するため、市職員の共働のまちづくりに関する意識向上に努めるものとする。

(郷づくり基本構想及び郷づくり計画)

第 10 条 市は、郷づくりの指針となる郷づくり基本構想を策定するものとする。

2 郷づくり推進協議会は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用した取り組み、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた郷づくり計画を策定するものとする。

(郷づくり推進協議会の名称等)

第 11 条 郷づくり推進協議会の名称は、別表のとおりとする。

2 郷づくり地域は、市長が別に定める。

3 郷づくり推進協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他郷づくり推進協議会を民主的に運営するために必要な事項が会則に定められていること。
- (2) 郷づくり推進協議会の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。
- (3) 自治会の代表者が、郷づくり推進協議会の組織運営に参画していること。

4 郷づくり推進協議会は、地域内の自治会及び市民ほか、郷づくり推進協議会が認めたものを構成員とする。

(郷づくり推進事業)

第 12 条 郷づくり推進協議会は、郷づくりの推進のため次の事業を行う。

(1) 基礎事業(全郷づくり地域共通の事業)

ア 自治活動の推進に関すること。

イ 郷づくり推進協議会の運営に関すること。

(2) 自主事業(各郷づくり地域の実情に応じた事業)

- ア 健康及び福祉の増進に関すること。
- イ 自主防犯及び自主防災に関すること。
- ウ 子どもの健全育成に関すること。
- エ 環境及び景観保全に関すること。
- オ 地域文化の継承及び住民交流に関すること。

(情報公開)

第 13 条 郷づくり推進協議会は、事業活動に関する書類を事務所に備え付けることとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

(個人情報保護)

第 14 条 郷づくり推進協議会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、保有する個人情報（同法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、当該個人情報適切に保護されるよう必要な措置を講じるものとする。

(意見の聴取)

第 15 条 市は、毎年、郷づくりに関する施策その他重要な事項について、郷づくり推進協議会及び福津市附属機関設置条例（平成 17 年福津市条例第 16 号）別表に規定する福津市共働推進会議の意見を聴くものとする。

(条例の見直し)

第 16 条 この条例は、施行後 4 年を超えない期間ごとに検証し、その結果を踏まえ、見直すものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 11 条関係）

郷づくり推進協議会の名称
勝浦地域郷づくり推進協議会
津屋崎地域郷づくり推進協議会
宮司地区郷づくり推進協議会
福間地域郷づくり推進協議会
神興地域郷づくり推進協議会
上西郷地域郷づくり推進協議会
神興東地域郷づくり推進協議会
福間南地域郷づくり推進協議会

福津市郷づくり推進条例
解説書（素案）
（令和 年 月）

発行 福津市 地域コミュニティ課
〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号
電話：0940-42-1111（代表） FAX：0940-43-3168
URL [http：//www.city.fukutsu.lg.jp/](http://www.city.fukutsu.lg.jp/)
E-mail info@city.fukutsu.lg.jp